

Title	100年後の特許の存在意義に関する研究 : Exclusive rights から Inclusive innovation tool へ
Author(s)	奥田, 武夫; 加藤, 晃
Citation	年次学術大会講演要旨集, 36: 634-638
Issue Date	2021-10-30
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/17863
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

100年後の特許の存在意義に関する研究 ～Exclusive rights から Inclusive innovation tool へ～

奥田 武夫, 加藤 晃 (東京理科大学)
8820208@ed.tus.ac.jp

1. はじめに

ここ数年、世界中でコロナウイルスが蔓延し、各国においてワクチンの接種が順次行われているが、必要などころに必要な量が供給されていない状況となっており、特に途上国におけるワクチン不足が問題となっている。

こういった状況となっている背景には、先進国の製薬会社が保有しているワクチンに関する特許の存在があるとして、ワクチン関連特許に関する取扱いについて、議論が起きている。米国大統領が特許の放棄や開放を提案し、EU 諸国はそれに反対の声明を出すといったように、様々な意見が存在している。さらには、特許制度の存在自体の是非についても議論がなされている。

しかし、こういった特許の扱いや特許制度自体の是非に関する議論は今に始まったわけではない。過去にはエイズ薬に関する特許においても同様の事態が発生し、議論となっていたが、コロナウイルスワクチン関連特許と同様に議論は収束していない。

コロナウイルスワクチンやエイズ薬は人命にかかわるものであるため、政治的に利用され、その議論が表面化する。そのため、医薬関連特許に関する議論だけが顕在化し、目立って見えるが、特許に関する議論は、他にも存在する。例えば、ソフトウェアに特許を付与すべきか否か、また、社会実装するためには、多数の特許との関係性を整理し、解決しなければならない、いわゆる「特許の藪」の存在など、特許の存在意義や特許制度自体についての議論は、多数存在する。

そこで、「特許の本来の存在意義」とそれを踏まえた「この先を見据えた考え方」の研究に取り組むこととした。

2. 特許とは

特許史を紐解く

そもそも特許とは何であったか、ということを振り返る。

いわゆる近代的な特許制度のひな型は、一般に1624年のイギリス「独占大条令」とされている。「独占大条令」の例外条項である第五条・第六条が新しい発明および技術導入について特許を認めており、これが世界の法制史上、近代特許制度の基礎を成すものとみなされている。

第六条の条文において注目されるのは、「14年またはそれ以下の期間」である。すなわち最長14年間の期間の設定の仕方であるが、当時の徒弟制度下における修行年数は7年間であったことから、14年間で2回転することとなる。2回転すれば、国内におけるある程度の技術移転は可能となる。

このように、「独占大条令」の例外条項は発明者の保護を一義的に考えたものではなく、技術振興と技術移転を主眼においていた。

日本で最初に制定された特許法は明治4年(1871年)に公布された「専賣略規則」とされている。

「専賣略規則(明治4年) 何品ニ寄ラス新發明致候者ハ爾來專賣御差許相成候間府藩縣管下ニ於テ願人有之節ハ別紙規則ニ照準シ當分ノ内民部省ヘ可伺出事

「別紙規則」に実質的な特許法の規定が記載されている。

(別紙) 數人心ヲ合セ發明シタル品ハ官許状ヲ與フルニ各通ニ相渡サス社中連名ニ認メ下ケ渡スヘシ

ここでは、「発明品というモノは力を合わせて作るにしても、それは心を合わせて作り上げるもの」としており、発明とは「世の中に対して良い貢献できるもの」と捉えることができる。

特許制度の果たすべき役割

日本における現行の特許法第1条には、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする」とある。発明者に一定期間、一定の条件の

もとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用を図ることにより、新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めており、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというものである。

特許史を紐解き、日本の現行特許法を振り返ると、特許制度とは、一定期間の独占排他権と引き換えに、発明を公開することにより、技術の進歩を促進し、そして、最終的には特許を人類共通の財産、いわゆる「グローバルコモンズ」とするということである。

つまり、発明と特許制度の果たすべき役割は、人類を幸せにし、社会を良くしていくものであるといえる。

3. 特許のあるべき姿

上述したように「特許」は最終的に人類共通の財産である「グローバルコモンズ」となり、人類全体を幸せにするという役割を果たすようになるべきである。これを考慮すると、「特許」の効果は、先進国だけではなく、当然、途上国にも届く必要がある。

インクルーシブイノベーション

「インクルーシブイノベーション」という考え方が注目を集めている。“「インクルーシブ」＝誰も取り残さない”イノベーションを示す表現であるが、ここでは、先進国、途上国を問わず、サステナブルな未来の実現に向けての課題（この課題は、一般的に途上国に多く存在する）があり、その課題に対して、誰も取り残すことなく、解決できるイノベーションとする。

「特許」のそもそもの趣旨を鑑みれば、「特許」は、現在のエクスクルーシブライツから、このようなインクルーシブイノベーションを起こすための手段、つまり、「インクルーシブイノベーションツール」となるべきであると考ええる。

インクルーシブイノベーションツール

「特許」が「インクルーシブイノベーションツール」となるためには、「特許」、「特許制度」はどのような要件を満たす必要があるだろうか。特許制度の現状を踏まえ、以下のように考える。

「技術の新鮮さが失われる前に、多くの人々が次々に改良を重ね、素早く社会実装することができる」

現在の特許制度は、技術の賞味期限が切れるまで、特定の者に特許権というエクスクルーシブな権利を与え続けているため、他者はその技術に基づき、改良・革新したとしても、権利者との間でライセンス契約等を締結しなければ、原則として社会実装することができない。多くの場合、他者との交渉、社会実装までのスピードの低下を嫌い、対象の技術ではなく、別の技術的なアプローチを探ることを選択する。技術がせっかく公開されているにも関わらず、その技術をあえて回避するということが起きる。その場合、権利を与えられた特定の者が単独でその技術を改良、革新していくこととなるため、そのスピード、範囲には自ずから限界があるといえる。

これに対して、OSS（オープンソースソフトウェア）の世界では、グローバル規模で技術者が寄ってたかって、バグを潰したり、ソフトウェアそのものを改善したりしている。その速さは驚くべきものであり、特許制度が見習うべきレベルにあると考ええる。

つまり、特定の技術を特定の者が単独で改善するのではなく、グローバルに存在する多数の企業、エンジニアを投入し開発する方が開発リソースを分担することになり、技術の進歩を加速できることは明らかである。

この考え方を特許制度において実現するためには、権利期間を大幅に短縮する必要がある。権利期間を大幅に短縮できれば、技術が新鮮なうちに権利期間が終わり、他者が有効にその技術を活用することができる。また、権利として生きている期間が短くなるため、総生存特許件数が減少していくため、いわゆる「特許の藪」を構成する特許権数が大幅に削減されることとなる。ある瞬間における「特許の藪」を構成する特許件数は変わらないかもしれないが、その特許の藪が維持される期間は大幅に削減される。これにより、特許の藪を突破する難易度が下がり、様々な技術を社会実装する難易度が下がる。その結果、これまで手が回らなかった社会課題に解決に結びつく技術が創出されることで、「特許」が、「インクルーシブイノベーションツール」へ近づいていくと考える。

とはいえ、現在の特許制度からの脱却し、それを実現することは難易度が高く、我々がこれまでと同

じ視座に立ってはいは実現できない。

実現に向けた視座

世の中の流れに目を向けてみると、経済の世界においては、この歪んだ状態を解消すべく、誰も取り残さない“インクルーシブ”な方向に舵を切り始めている。例えば、ESG投資や、VRFのように経済活動追求による社会への悪影響からの脱却に向けた統合報告を企業に求めていくという動きがある。

スイスのネスレは、2008年から定款で「事業パーパスは、長期的な持続可能な価値創造」と示しており、フランスのダノンは、2020年に「Entreprise à Mission（使命を果たす会社）」モデルを採択した最初の上場企業となった。人々の健康を保つことと地球環境の保護とは依存関係にあるという信念を反映した目的と、社会、社会制度および環境に関する目標とを定款に正式に含めることについて、2020年6月26日に行われた同社の年次株主総会にて99%以上の株主からの支持を得て承認された。

他にも、ソフトバンクグループの出資先としても注目を集めたアメリカのオンライン住宅保険のレモネードが2020年7月2日に上場した。レモネードの目論見書には、「財務結果を最大化しない場合でも、ステークホルダの最善の利益になると考える行動をとることがある」とあり、利害関係者のためなら、利益が減ってもよいと明言している。全てのステークホルダを意識するとともに、サステナブルな方向への変化が起きているのである。

また、コロナウイルス下においては、これまでの生活様式を維持できず、今までやってきたことを変えざるをえない状況が続いており、様々なことを一変させる変化を受け入れる土壌ができたと考えられる。これらにより、この機会を特許制度を変革させることができるタイミングではないかと考える。

「技術」の革新は、単独ではなく、グローバル総力でいき、その「技術」は最終的に「グローバルコモンズ」となり、その恩恵は、誰も取り残すことなく、かつ、サステナブルな視点でもたらされる。

我々は今後こういった視座に立ち、特許制度を変えていく必要がある。

4. 1st Stepとしてのオープンなパテントプール

上述した視座を前提とし、特許制度、特許をインクルーシブイノベーションツールとすべく、変革していく必要がある。とはいえ、一足飛びに特許制度自体を変更するのは困難であるため、その実現に向けた、第一歩としての技術・パテントプールを提案する。

前提としては、将来に向けたサステナブルな課題解決を目的としたライセンスに限定する。そのうえで、特許のみならず、その特許の実現に必要なノウハウ、設備、管理等の無形資産を対象とするものとし、また、その活動が投資家から見える透明性の高い技術・パテントプールを提案する。具体的な要件としては以下とする。

- (1) 「技術実装権」を対象とする
- (2) 保有特許については、全てパテントプールの対象とする
- (3) ライセンス契約拒絶不可とする
- (4) 締結された契約の条件を開示する
- (5) 中立なライセンス料の評価機関の導入
- (6) 新たなINDEX「Sustainable Impact Patent」を導入
- (7) 「インクルーシブ」、「サステナブル」への貢献の公表

(1) 技術実装権を対象とする

「技術実装権」とは、いわゆる特許ライセンスのみではなく、記載された発明を実施するために必要なノウハウや設備、その管理等の無形資産を含むものであり、実際に特許発明が社会実装できるころまでを対象とするという意味である。技術や特許は、紙上の情報だけではなく、実際に社会に実装され、社会をよりよくするという貢献ができて、初めてその意義が生まれるため、この権利は、社会実装ができるまでの支援を約束するものとする。

特許権者は特許に記載されている技術のみならず、実装のために必要なノウハウや周辺技術をも保有しておく必要があり、つまり、特許権利者は特許を保有するということの負担が増大する。これは、休眠特許のように、自らの事業に対して、大きな貢献もなく、単なる安心のために意味もなく維持されている特許を淘汰する効果を発揮する。これにより、アンチコモンズの悲劇に対する打ち手の一つにもなると考えている。また、保有特許が減るということは、特許の藪の解消にもつながり、現在各企業が実施しているであろう、特許の藪への対策コストを減少させ、利益率の向上にもつながると考えられるた

め、企業にとっても、メリットがある。

(2) 保有特許については全てパテントプールの対象とする

技術およびその特許はグローバルコモンズであり、技術の創出者への還元と同時に社会へ還元する必要がある。そのため、保有特許全てをパテントプールの対象とすることで、社会への還元の機会を増加させる。アンチコモンズの悲劇から学んだように、特許は実施されなければ、全く価値がない。

(3) ライセンス契約拒絶不可とする

社会への還元を目的としてパテントプールの対象とするため、原則ライセンス拒絶不可とする。

途上国の企業へ行うライセンスを付与する場合には、非常にわかりやすい貢献活動として投資家に見えやすく、アピールできるものとなる。

この意味するところは、(1)と同様に、ライセンス契約を結ぶとノウハウや設備その管理までも含み、その実行までの責任を担うということの意味する。つまり、一度ライセンス契約を結ぶと先方が正しく発明を実行できるようになるまで寄り添って活動する必要があると言うことである。これは各企業にとって非常に負担がかかるものである。

また、さらにこのルール別の意味では、企業が使わずに放置している休眠特許と言うものがライセンス対象になるということである。ライセンス対象となれば企業としての負担が非常に大きくなる。そうすると休眠特許を持つ意味というものが非常にマイナスの意味で明確になり、企業は休眠特許を早々に手放す理由となる。その結果、特許の藪と言われる問題の解消に一步近づくのではないかと考えている。また、途上国が無料で使える技術が増えると言う事を意味する。かなり過去の特許であり、かつ、使わない特許であり、先進国の企業にとってはあまり必要のない発明であったとしても、途上国の企業にとっては非常に意味がある発明である場合がある。そういった発明が埋もれている可能性があるため、この効果はインクルーシブと言う意味で価値があるのではないかと考えている。

しかし、インクルーシブな課題解決を対象としていないライセンス要求や、法外なライセンス料を請求することも考えられるが、その場合には、後述する契約コンディションの開示や、ライセンス料の評価機関の設置により対応する。

(4) 締結された契約の条件を開示する

ライセンス契約の条件の開示は、途上国のインクルーシブな課題を解決したいというインクルーシブの取り組みに対して非常に高額なライセンス契約を結んだということであれば、これは企業としてのスタンスが良くないということであり、これは特許をインクルーシブな活動に使うという意味において不適切であると考えている。

したがって、このライセンス契約の条件を開示すると言う事は、世の中に対して自分たちがどれだけ適切な活動しているかそれを見せることになる。株主や投資家からの監視の目を光らせるという観点において、意味があると考ええる。

(5) 中立的なライセンス料の評価機関の導入

2者間の交渉に任せていると、条件折衝に時間がかかり、効率が悪い。また、交渉しているのみで、実際にはライセンス契約を実施する意思がない場合も想定できるため、中立的なライセンス料の評価機関の導入を行う。法外なライセンス料防止に向けた客観的な評価の観点としては、以下のようなものが想定される。

- ・途上国/先進国の重みづけ
- ・実施が inclusive innovation に紐づくか否か
- ・実装までの時間/サポートの大きさ

上記のような客観的な評価の観点を導入したとしても、簡単に適切な評価ができるものではない。そもそも特許の評価が非常に困難であるということは改めて説明するまでもない事実であり、さらに、「技術実装権」というノウハウ等に範囲を広げているものとなっているため、さらに難易度が上がっている。特許だけの評価であっても、様々な方法が検討、導入されているが、決定的な方法は現時点では未だ見出しされていない。

そこで、契約締結時の評価が完全なものではないという前提をおき、評価機関には事後的な調整機能を持たせることとする。現在のライセンス契約であっても、一定のタイミングでの見直しをするという

条項を入れることは可能であるが、当初の契約にその条項を入れること自体、また、仮に当初の契約に入れたとしても、その後の見直しのタイミングでの交渉が発生し、お互いに効率が悪い。そのため、評価機関に事後的な調整機能を持たせ、公平かつ適切な条件で両者が合意できるような役割を担わせる。そうすることで、なるべく、時間をかけずに必要な技術が必要なところに社会実装できるように、推進していく。

(6) サステナブルな社会の実現に貢献する特許に対して新たな INDEX を設定する。

現在、株式の世界で始まっている ESG 銘柄のように、特許に対しても、自然エネルギー、農法、CO₂削減等の特許に対して INDEX を新たに設定し(Sustainable Impact Patent と呼ぶ)、情報開示を行う。日本においては、CGC 改訂時の補充規則に追加されたように、知的財産に関して情報開示が求められており、統合報告等において、Sustainable Impact Patent に関する情報を開示することにより、全てのステークホルダに対して、自らの活動をアピールし、より資金を集めるなどに活用できる。

(7) 「インクルーシブ」、「サステナブル」への貢献の公表

前述したように、社会貢献を第一に掲げる会社、財務利益よりもステークホルダの利益を優先する会社が出てきている。また、それに賛同する株主も存在している。そこで、「インクルーシブ」、「サステナブル」への貢献を公表することで、企業等のステータスを向上させる取り組みを行う。

財務利益ではなく、企業活動が生み出す誇りが企業で働く人々をさらにモチベートし、株主や投資家をも動かす。そんな時流がやっていると考える。

このような取り組みは今までも存在しているが、これまでよりも一層効果を発揮し、有効に作用するのではないかと考える。

5. 最後に

世の中は、温暖化による気候変動を発端として、経済活動に変化が生じている。少しずつではあるが、インクルーシブ、サステナブルな方向に変わり始めている。このような考え方が本当の意味で主流となるには、まだもう少し時間の経過が必要であるかもしれない。しかし、着実に変化は訪れている。

また、これまで経験したことのないコロナウイルスという未知の病に対峙することで、我々は様々な物事について、これまでの常識を覆すことができるとわかった。

本論文に記載していることは、我々の視座や認識がこれまでと大きく変わっていることを前提としている。そのため、すぐには実現できないこと、また、実現が困難であることを含んでいる。また、これまで続けてきた特許制度を大きく変更することは、現在の経済状況にも大きな影響を与えるということも理解している。

しかし、気候変動やそれに伴う経済の世界で大きな変化が起きていの中で、特許制度だけがこのまま変わらないということはあり得ない選択であると考ええる。

技術を革新していくために不可欠である特許、特許制度が、人類の共有財産である技術を蓄積、活用し、サステナブルでインクルーシブな世界を実現することに貢献する制度であってほしいと考える。

以上

参考文献

- 山根裕子, 知的財産のグローバル化, 岩波書店, (2008)
- 守誠, 特許の文明史, 新潮選書, (1994)
- マイケル・ヘラー, グリッドロック経済, 亜紀書房, (2018)
- マット・リドレー, 人類とイノベーション, ニューズピックス, (2011)
- レベッカ・ヘンダーソン, 資本主義の再構築, 日経 BP, (2020)
- 野中郁次郎, 美德の経営, NTT 出版, (2007)